

令和 6 年 度

社会福祉法人指導監査結果

目 次

1	令和 6 年度社会福祉法人指導監査実施状況	1
2	令和 6 年度社会福祉法人指導監査実施概要	2
3	令和 6 年度社会福祉法人に対する指摘事項	5

保 護 ・ 監 査 指 導 室

1 令和6年度社会福祉法人指導監査実施状況

(法人数は令和6年4月1日現在)

法人所管課(室)及び施設等	対象数	計画数(A)			実績数(B)			実施率(B)/(A) (%)			備 考
		合計	実地	書面	合計	実地	書面	合計	実地	書面	
福祉保健企画課	8	0	0	0	0	0	0	-	-	-	
社会福祉協議会	5	0	0	0	0	0	0	-	-	-	周期の延長:1法人
大分県共同募金会等	2	0	0	0	0	0	0	-	-	-	
救護・授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大分県社会福祉事業団	1	0	0	0	0	0	0	-	-	-	
高齢者福祉課	12	5	5	0	4	4	0	80.0	80.0	-	
老人ホーム等	12	5	5	0	4	4	0	80.0	80.0	-	1法人はR7年度に実施
こども未来課	20	7	7	0	7	7	0	100.0	100.0	-	
保育所・認定こども園等	20	7	7	0	7	7	0	100.0	100.0	-	監査周期の延長:3法人
保育所(他施設を含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
こども家庭支援課	3	1	1	0	1	1	0	100.0	100.0	-	
児童養護施設等	3	1	1	0	1	1	0	-	-	-	
母子生活支援施設等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
障害福祉課	16	4	4	0	4	4	0	100.0	100.0	-	
障害者支援施設等	16	4	4	0	4	4	0	100.0	100.0	-	
合 計	59	17	17	0	16	16	0	94.1	94.1	-	

※数値は法人数(施設数ではない)

2 令和6年度 社会福祉法人指導監査結果の概要

社会福祉法人の主体性を尊重しながら、健全な法人運営が確保されることを目的に、監査項目（主眼事項、着眼点）のうち下記1の指導監査の重点事項のほか、法人の意思決定機関である理事会の開催状況、役員及び評議員の適格性、人事労務管理の状況、さらには不祥事防止を図るための資産管理や会計管理の状況等について、特に主眼をおいて一般監査（実地）を実施した。

1 指導監査の重点事項

（1）適正な法人運営の確立

- ① 評議員は、法令又は定款に定められた方法により選任されているか。
また、欠格事由に該当する者、各評議員・役員と特殊な関係にある者がいないか。
- ② 評議員会の決議が適正に行われているか。
- ③ 理事は、法令又は定款に定められた方法により選任されているか。
また、欠格事由に該当する者、各理事と特殊な関係にある者が上限を超えて選任されていないか。
- ④ 理事会の決議が適正に行われているか。
- ⑤ 監事は、法令又は定款に定められた方法により選任されているか。
また、欠格事由に該当する者、各理事と特殊な関係にある者が選任されていないか。
- ⑥ 監事は、法令に定めるところにより業務を行っているか。
- ⑦ 定款、役員等報酬基準、役員等名簿、現況報告書は、インターネットの利用等により公表されているか。
- ⑧ 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。

（2）適正な管理体制の確立

- ① 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されているか。
また、当該不動産の所有権について登記がなされているか。
- ② 不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ登記がなされているか。
- ③ 経理規程による会計処理は適正に行われているか。
また、新会計基準に従い、会計処理が行われているか。
- ④ 会計責任者が置かれているか。また、会計責任者と出納職員の兼務を避け、内部けん制組織体制が確立しているか。
- ⑤ 業者選定や契約手続きは適正に行われているか。
- ⑥ 決算手続きは定款の定めに従い、適正に行われているか。
- ⑦ 社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに、適正に管理されているか。

（3）前回監査の指摘事項の改善状況の確認

2 文書指摘件数

指 摘 事 項	5 年度件数	6 年度件数
1. 組織運営関係 (定款、役員、理事会・評議員会、監事監査)	1 1	1 4
2. 事業関係 (社会福祉事業、公益事業、収益事業)	0	1
3. 管理関係 (人事、資産、会計)	1 0	7
合 計 (指導監査実施法人数)	2 1 (1 0)	2 2 (1 6)

※ 文書指摘とは文書による改善結果の報告を求めたものをいう。

3 指導監査結果の主な指摘事項

令和 6 年度の社会福祉法人指導監査は 1 6 法人に対して実施し、令和 5 年度と比較して対象法人数は 6 法人減少し、文書指摘件数は 1 件増加した。

主な指摘事項は、法人運営に関しては、「定款の不備又は実態との乖離」「評議員の選任方法が不適切」「役員等の報酬等支給基準と報酬規程の不一致」など、管理に関しては、「基本財産である不動産の登記が適切な時期に行われていない」「多額の借財が理事会の決議を受けていない」などの不適切な取扱いが認められた。

なお、各法人の前年度以前の指摘事項については、概ね是正改善されていることを指導監査の中で確認した。

(1) 組織運営に関する指摘事項（口頭による指導を含む。以下同様。）

ア 定款

- ・インターネットで公表している定款の内容が最新のものでない
- ・定款変更すべき事項を変更しておらず県の認可を受けていない
- ・定款変更届の提出が遅れている
- ・基本財産の記載が不適切
- ・基本財産の増に伴う定款変更を所轄庁へ届け出していない
- ・定款の記載内容が事実と異なっている
- ・定款に定められた報酬支給総額と支給額が不一致

イ 評議員・評議員会

- ・評議員の選任方法が不適切
- ・評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員が決議に加わっていないかの確認がなされていない（確認不十分を含む）
- ・評議員会の招集手続きの不備（計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、評議員会の開催日は理事会開催日と 2 週間（中 14 日間）以上の間隔を確保していない）
- ・評議委員会の議決が、書面により決議が成立している
- ・就任承諾書が整備されていない
- ・議事録署名に外部委員の署名がされていない

ウ 理事・理事会

- ・理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていた

- ・評議員会開催に当たって、日時、場所、議案等について理事会決議が確認できなかった
- ・理事長の職務執行状況報告について、3ヶ月に1回以上、理事会に報告していない
- ・運営資金の借入について、理事会の決議を受けていない
- ・決算理事会と定時評議委員会の間隔が、2週間確保されていない

エ 監事

- ・監事の選任方法が不適切

オ 役員等の報酬

- ・役員等の報酬について、報酬規程と不一致
- ・役員等の報酬支給基準をホームページで公表していない

(2) 管理に関する指摘事項

ア 資産管理

- ・変更にかかる登記について、適切な期間内に変更登記がされていない

イ 会計管理

- ・公益事業と収益事業の区分が不適切
- ・附属明細書の記載内容不整合
- ・積立金の積立て及び利用者への分配未処理
- ・積立金の取崩しが不適切
- ・サービス区分間の貸付金について、年度内に精算されていない
- ・経理規定が改正されていない（第62条の注記事項について、「15 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」が追加されていない等）
- ・決算書類（資金収支計算書及び貸借対照表）の年度末支払資金残高の相違
- ・国庫補助金等特別積立金が計上と取崩しがなされていない
- ・複数のサービス区分に共通する支出（費用）について、合理的な基準に基づいて配分されていない（配分方法等が明記されていない）
- ・長期貸付金（奨学金貸与）について、貸借対照表と奨学金台帳の金額が相違
- ・退職給付引当金の差違
- ・附属明細書の記載内容不整合
- ・退職給付積立資産にかかる積立金積立資産明細書が未作成
- ・勘定科目誤り（徴収不能額を雑費として処理）

3 令和6年度社会福祉法人に対する指摘事項

(左 の 内 訳)

監査対象法人数 (R6.4.1現在)		児童担当	障がい担当	高齢担当
	59	23	24	12
指導監査実施法人数	16	8	4	4
文書指摘を行った法人数	8	4	2	2
文書指摘事項	指摘件数	6	3	13
I 法人運営	14	6	1	7
1 定款	3	1	0	2
(1) 定款の不備又は実態と乖離	2	1		1
(2) 定款変更を決議した評議員会の招集手続き等の不備	0			
(3) 定款変更を決議した評議員会の特別決議の不成立	0			
(4) 定款をHPで公表していない(直近のものでない)	1			1
(5) その他	0			
2 内部管理体制	1	0	1	0
(1) 理事会で決定しなければならない事項が理事会で決定されていない	1		1	
(2) その他	0			
3 評議員・評議員会	4	3	0	1
(1) 評議員の選任	4	3	0	1
ア 評議員の選任方法が不適切	2	1		1
イ 評議員の要件を満たしていない (要件の確認不十分を含む)	0			
ウ 欠格事由に該当しないこと、役員等と特殊な関係 にないこと、暴力団員等反社会的勢力の者でな いことを確認していない(確認不十分を含む)	0			
エ 欠格事由等に該当する評議員がいる	0			
オ 評議員が役員又は職員を兼ねている	0			
カ 暴力団員等反社会的勢力の者が選任されている	0			
キ 関係行政庁の職員が1/5を超えている(社協の場合)	0			
ク 評議員会を継続して欠席している評議員がいる	2	2		
ケ その他	0			
(2) 評議員会の招集・運営	0	0	0	0
ア 評議員会の招集手続きの不備(理事会の決議、 1週間前までの通知、同意を得ない電磁的方法 による招集、通知の記載事項が不備、同意なし に招集通知省略等)	0			
イ 定時評議員会が6月末までに招集されていない	0			
ウ 評議員会の決議の不備(出席者又は賛成者の 不足、特別な利害関係にある者の参加)	0			
エ 決議に特別な利害関係にある者の未確認	0			
オ 決議を要する事項を決議していない	0			
カ 評議員全員の同意が確認できない (決議の省略、報告の省略)	0			
キ 議事録の未作成又は記載不備	0			
ク 議事録が保管されていない	0			
ケ 議事録に議事録署名人の署名又は記名捺印が ない(定款で議事録署名人を定めている場合)	0			
コ その他	0			

		児童担当	障がい担当	高齢担当
4 理事	0	0	0	0
(1)理事の選任・解任	0	0	0	0
ア 定款で定められた員数が選任されていない	0			
イ 欠員がある場合、補充の手続きや検討がされていない	0			
ウ 評議員会の有効な決議により選任されていない	0			
エ 理事の解任が評議員会の権限濫用に当たる場合	0			
オ 就任承諾書を徴収していない	0			
カ 欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊な関係にある者が上限を超えていないこと、暴力団員等反社会的勢力の者でないことの未確認（確認不十分を含む）	0			
キ 欠格事由等に該当する評議員がいる	0			
ク 暴力団員等反社会的勢力の者が選任されている	0			
ケ 関係行政庁の職員が1/5を超えている（社協の場合）	0			
コ 理事会を継続して欠席している理事員がいる	0			
サ 理事の要件を満たしていない（要件の確認不十分を含む）	0			
シ 施設の管理者が理事として1人も選任されていない（施設を設置している場合）	0			
ス 理事長や業務執行理事の選任方法が法令や定款に違反している	0			
セ その他	0			
5 監事	2	0	0	2
(1)監事の選任・解任	2	0	0	2
ア 監事の選任方法が不適切（評議員会で適切に選任されていない、監事の過半数の同意がない）	2			2
イ 監事の解任が評議員会の特別決議で行われていない	0			
ウ 就任承諾書を徴収していない	0			
エ 欠格事由に該当しないこと、役員等と特殊な関係にないことを確認していない（確認不十分を含む）	0			
オ 欠格事由等に該当する監事がいる	0			
カ 評議員が役員又は職員を兼ねている	0			
キ 暴力団員等反社会的勢力の者が選任されている（確認不十分を含む）	0			
ク 監事の要件を満たしていない（要件の確認不十分を含む）	0			
キ その他	0			
(2)監事の職務	0	0	0	0
ア 監査報告書に必要な記載事項が記載されていない	0			
イ 期限までに監査報告の内容を通知していない	0			
ウ 理事会に継続して2回以上欠席した監事がいる	0			
エ 監事が全員欠席した理事会がある	0			
オ その他	0			
6 理事会	2	0	0	2
(1)審議状況	2	0	0	2
ア 理事会の招集手続きの不備（理事・監事全員に招集通知を発出していない、期限までに通知を発出していない、招集権のない者が招集）	0			
イ 理事会の決議の不備（出席者又は賛成者の不足、特別な利害関係にある者の参加、欠席理事の書面参加）	0			
ウ 決議に特別な利害関係にある者の未確認	1			1
エ 理事会で評議員の選任・解任を決議	0			
オ 決議を要する事項を決議していない	1			1

		児童担当	障がい担当	高齢担当
カ 理事への委任に係る不備(委任できない事項の委任、委任の範囲が理事会で明確にされていない)	0			
キ 理事・業務執行理事が決められた間隔で職務執行状況の報告を行っていない	0			
ク 議事録の未作成又は記載不備	0			
ケ 議事録が保管されていない	0			
コ 議事録に議事録署名人の署名又は記名捺印がない	0			
サ その他	0			
7 会計監査人	0	0	0	0
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	2	2	0	0
(1)報酬	0	0	0	0
ア 役員等の報酬が定款や評議員会で定められていない	0			
(2)報酬等支給基準	2	2	0	0
ア 役員等の報酬等支給基準が不適切 (支給基準が定められていない、評議員会の承認を受けていない、規定内容の不備、民間事業者等との比較を行っていない)	1	1		
イ 役員等の報酬支給基準がホームページ等で公表されていない。	1	1		
(3)報酬の支給	0	0	0	0
ア 報酬等の額が支給基準と異なっている	0			

		児童担当	障がい担当	高齢担当
文書指摘事項	指摘件数			
Ⅱ 事業	1	0	0	1
1 事業一般	0	0	0	0
(1) 定款上の事業と実際に行われている事業が不一致	0			
2 社会福祉事業の実施状況	0	0	0	0
(1) 社会福祉事業が主たる地位を占めていない	0			
(2) 社会福祉事業収入の運用方法が不適切	0			
(3) 社会福祉事業用資産が不十分	0			
(4) その他	0			
3 公益事業の実施状況	1	0	0	1
(1) 公益事業の内容が不適切	1			1
(2) 公益事業の規模が社会福祉事業を超えている	0			
(2) 公益事業に欠損金がある場合で経営改善の検討を行っていない	0			
(3) その他	0			
4 収益事業の実施状況	0	0	0	0
(1) 収益事業の内容が不適切	0			
(2) 収益事業の規模が社会福祉事業を超えている	0			
(3) 収益事業の収益が社会福祉事業以外に充てられている	0			
(4) 収益事業に収益がないにもかかわらず、経営改善の検討が行われていない	0			
(4) 収益事業が社会福祉事業の遂行を妨げるおそれがある	0			
(5) その他	0			
Ⅲ 管理	7	0	2	5
1 人事管理の状況	0	0	0	0
(1) 施設長任免が不適切	0			
(2) その他	0			
2 資産管理の状況	0	0	0	0
(1) 基本財産	0	0	0	0
ア 基本財産である不動産の登記が行われていない	0			
イ 国又は地方公共団体の不動産を社会福祉事業に使用しているが、使用許可を得ていない	0			
ウ 国又は地方公共団体以外の者から社会福祉事業用の不動産を賃借している場合で、地上権又は賃借権を適切に登記していない	0			
エ 基本財産の処分等に所轄庁の許可を得ていない	0			
オ 社会福祉事業用の不動産以外に基本財産の管理運用が不適切	0			
カ その他	0			
(2) 基本財産以外の財産	0	0	0	0
ア 基本財産以外の財産の管理運用が不適切	0			
(3) 株式保有	0	0	0	0
ア 所有を認められない株式を保有している	0			
イ 所轄庁に必要書類を提出していない	0			
(4) その他	0			
3 会計管理の状況	7	0	2	5
(1) 予算	0	0	0	0
ア 定款に定める手続きで予算が編成されていない	0			
イ 必要な補正予算が編成されていない	0			
(2) 規程・体制	0	0	0	0
ア 経理規定がない、又は内容が不適切	0			
イ 定款に定める手続きにより決定していない	0			
ウ 事務処理が経理規定等に従っていない	0			

		児童担当	障がい担当	高齢担当
(3)会計処理	4	0	2	2
ア 減価償却を行わなければならない有形固定資産及び無形固定資産の減価償却が行われていない	0			
イ 時価評価を行うべき資産が把握されているにもかかわらず、時価評価が行われていない	0			
ウ 第1号基本金、第2号基本金、第3号基本金に該当する寄付金の額が基本金に計上されていない	0			
エ 基本金として第1号基本金、第2号基本金及び第3号基本金以外の者が計上されている	0			
オ 国庫補助金特別積立金の積み立て、取り崩しの会計処理が不適切	0			
カ その他の積立金の計上が理事会の決議に基づかない場合	0			
キ 積み立ての目的を示す名称を付していない	0			
ク 積立金と同額の積み立て資産が計上されていない	0			
ケ その他	4		2	2
(4)会計帳簿	1	0	0	1
ア 会計帳簿が拠点区分ごとに作成されていない	0			
イ 会計帳簿が閉鎖の時から10年感保存されていない	0			
ウ 計算書類における各勘定科目の金額と主要簿（総勘定元帳等）が一致しない	1			1
エ その他	0			
(5)決算及び計算関係書類	1	0	0	1
ア 計算関係書類等が必要な機関の承認を受けていない、必要な報告が行われていない	0			
イ 作成すべき計算書類が作成されていない	0			
ウ 計算書類が様式に従っていない	0			
エ 注記すべき事項が注記されていない	0			
オ 注記事項について計算書類の金額と一致していない	0			
カ 設けるべき事業区分・拠点区分・サービス区分が設けられていない	0			
キ 作成すべき附属明細書が作成されていない	0			
ク 附属明細書が計算書類の金額と一致していない	0			
ケ 財産目録が様式に従っていない	0			
コ 法人単位貸借対照表の金額と財産目録の金額が一致していない	0			
オ その他	1			1
(6)債権債務の状況	1	0	0	1
ア 多額の借財（専決規程がない場合はすべての借財）が理事会の決議を受けていない	1			1
(7)その他	0	0	0	0
ア 法人の関係者に特別の利益を供与している	0			
イ 社会福祉充実計画で実施することとしている事業を実施していない	0			
(8)情報の公表	0	0	0	0
ア 役員名簿がHP等で公表されていない	0			
(9)その他	0	0	0	0
ア 期限までに変更登記が行われず、かつ、手続きも行われていない	0			
合 計	22	6	3	13